

令和4年3月9日

第567回 海務協議会議題

1. NACCS業務での「不開港における内国貨物運送申告可能化」について
説 明 : 安藤 上席監視官

2. リーフレット紹介 (輸出物品販売場の免税販売物品を購入した外国人旅行者向け)
説 明 : 安藤 上席監視官

3. 税関官署の移転・廃止について
 - ・ 川崎税関支署東扇島出張所の廃止
 - ・ 監視部別・託送品通関部門の移転説 明 : 安藤 上席監視官

4. 横浜税関における密輸摘発状況(令和3年)
説 明 : 菅 統括監視官

5. 税関職員の制服に関するアンケート調査の集計結果について
説 明 : 菅 統括監視官

6. その他・質疑応答

<横浜税関 出席者>

- | | |
|-------------|----------|
| ・ 監視部総括許可部門 | 菅 統括監視官 |
| ・ // | 安藤 上席監視官 |

議題1_NACCS業務での「不開港等における内国貨物運送申告可能化」について

規程

- 関税法第66条(内国貨物の運送) 内国貨物を外国貿易船等に積んで本邦内の場所相互間を運送しようとする者は、税関長に申告してその承認を受けなければならない
- 関基66-1(開港と不開港との間の内国貨物の運送) 内国貨物を外国貿易船等に積んで不開港から開港若しくは税関空港に、又は開港若しくは税関空港から不開港に運送することは、運送貨物の確認等貨物の取締りに支障を生じないと認められる場合に限り承認するものとする

NACCS仕様変更(3/20~)

<対象業務>

- ・「内国貨物運送申告(DCC)」業務
- ・「内国貨物運送到着確認(DCA)」業務
- ・「内国貨物運送申告(承認)変更(DCE)」業務

<変更前仕様>

「不開港」及び「税関空港以外」での利用ができない

<変更後仕様>

入力された「発送地港コード」及び「到着地港コード」が「不開港」または「税関空港以外」の場合でも可能とする

<「内国貨物運送申告(DCC)」業務入力画面(共通部)>

<入力項目表より抜粋>

12	発送地港コード	DPC	an	5
----	---------	-----	----	---

14	到着地港コード	ARH	an	5
----	---------	-----	----	---

国連LOCODE (1) 海上貨物の場合は、開国内港であること
(2) 航空貨物の場合は、税関国内空港であること

その他、詳細についてはNACCS掲示板を参照のこと

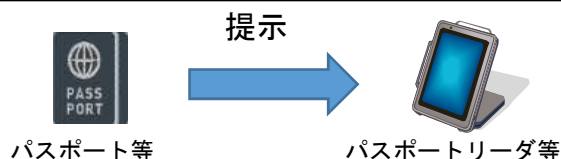
免 税 物 品 を 購 入 す る へ 免 外 国 人 旅 行 者 の 方 へ

1. 免税購入する物品は、購入者自身が確実に国外に持ち出さなければいけません。

- 免税物品は、お土産品等として国外に持ち帰る目的で購入する方のみ購入することができます。
- 事業用又は販売用のほか転売目的や SNS 等で依頼を受けて第三者のために免税物品を購入することはできません。

空港又は海港

2. 出国時に税関にパスポート等と購入物品を提示してください。



スーツケースなどに入れて「機内預け」とする場合には、航空会社へ預ける前に必ず税関の確認を受けてください。

税関において免税物品を所持しているかどうかを検査

※免税購入した物品が多量の場合、税関の検査には時間がかかります。時間に余裕をもって航空機又は船舶への搭乗手続を行ってください。

3. 出国時に免税物品を所持していなかった場合、税関において消費税が徴収されます。

- 出国前に譲渡又は消費をした場合は消費税が徴収されます。
- 免税購入した物品を出国前に譲渡した場合には罰則（1年以下の懲役又は50万円以下の罰金）があります。

- 免税購入の際に免税店で免税販売の対象者であることを確認します。
- 免税購入した物品を国際郵便等で輸出した場合、出国時に免税購入した本人が輸出した事実を証する書類（郵便局が発行する引受証及び発送伝票の控え等）を税関に提示してください。当該書類を提示しなかった場合又は提示した書類に不備があり、**免税購入した物品を輸出したことが確認できない場合、消費税が徴収**されます。
- 免税で物品を購入後、居住者となる場合（入国後6か月経過した時など）には、居住者となる時の住所又は居所の所在地を所轄する税務署長から消費税が徴収されます。この場合、税務署長にパスポート等を提示してください。
- このリーフレットは国税庁ホームページよりダウンロードできます。



免税販売手続の電子化前後の手続イメージ

電子化前後の免税販売手続は、下記のとおりです。



関係各位

横浜税関

「川崎税関支署東扇島出張所の廃止について」

皆様におかれましては、日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

さて、川崎税関支署東扇島出張所につきましては、国際物流の変化や税関業務の効率的な運営の確保の観点等から、令和4年度において廃止する予定としており、廃止後の業務処理体制等を下記の通り予定しておりますのでお知らせします。具体的な業務処理体制については、お知らせできる段階になりましたら改めて周知致します。

記

1. 廃止時期

令和4年7月（予定）

2. 管轄

川崎税関支署へ移管

3. 庁舎

川崎税関支署 ⇒ 現行通り

東扇島出張所 ⇒ 川崎税関支署の東扇島事務所として引き続き利用

4. 東扇島出張所廃止後の業務処理体制

川崎税関支署 ⇒ 総務、監視業務

（収納、保税、通関業務は東扇島事務所へ集約）

東扇島事務所 ⇒ 収納、保税、通関業務

庁舎	現行	廃止後
川崎税関支署 (川崎市川崎区千鳥町11-1)	総務 取締 収納 保税 通関	総務 取締 - - -
東扇島出張所 (川崎市川崎区東扇島38-1 川崎市港湾振興会館2階事務室) ※川崎税関支署の東扇島事務所として引き続き利用予定	収納 保税 通関	収納 保税 通関

以上

令和4年2月22日

関係各位

横 浜 税 関

監視部 別・託送品通関部門の住所等の変更について（再周知）

標記のことについて、令和3年4月16日付で周知したところですが、移転後の電話番号が確定したので再周知いたします。

記

○所在地等変更内容

移転対象部門	移転前 住所	移転後 住所	移転後 電話番号
監視部 別・託送品通関部門 (移転日:令和4年3月22日)	横浜税関山下分庁舎 〒231-0023 神奈川県横浜市中区 山下町 279 番地 1	横浜税関 本牧埠頭出張所 〒231-0811 神奈川県横浜市中区 本牧ふ頭 2 番地	<u>0 4 5 - 6 2 5 - 5 0 4 2</u>



横浜税関における密輸摘発状況(令和3年)

不正薬物の押収量が2年連続で500 kg 超え
横浜税関の摘発件数は、全国の半数以上

1. 不正薬物^(※1)

不正薬物全体の摘発件数は480件(前年比8%増、全国の約6割)と増加し、2年連続で400件を超えた。押収量^(※2)^(※3)は約506kg(前年比60%減、全国の約4割)と減少したものの、不正薬物の押収量は2年連続で500kgを超え、依然として深刻な状況となっている。

外国から到着する国際郵便物の約9割を通関している川崎外郵出張所における摘発件数は462件となり、過去5年間で最高となった。

(※1)覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

(※2)錠剤型薬物を除く。(※3)重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

(1) 覚醒剤

摘発件数は13件(前年比7%減)と減少し、押収量は約454kg(前年比51%増、全国の約5割)と増加した。

○香港来商業貨物から覚醒剤約297kgを摘発。

(2) 大麻

- ・大麻草の摘発件数は50件(前年比19%増)と増加し、押収量は約3kg(前年比65%減)と減少した。
- ・大麻樹脂等(大麻リキッド等の大麻製品を含む。以下同じ。)は、摘発件数は44件(前年比23%減)と減少し、押収量は約26kg(前年比74%増)と増加した。

(3) 麻薬

摘発件数は141件(前年比48%増)と増加し、押収量は錠剤型が約7万錠(前年比305%増)、その他の形状が約14kg(前年比98%減)となり、錠剤型麻薬が大幅に増加した。

(4) 指定薬物

摘発件数は231件(前年比1%減)と横ばいで、押収量は約9kg(前年比94%減)と減少した。

2. その他

- ・アメリカ来国際郵便物から拳銃部品を発見・摘発した。
- ・中国来国際郵便物からメイプルリーフ金貨の偽造品を発見・摘発した。

密輸情報フリーダイヤル **0120-461-961**
E-mail: yokohama-mitsuyu110@customs.go.jp

連絡・問合せ先

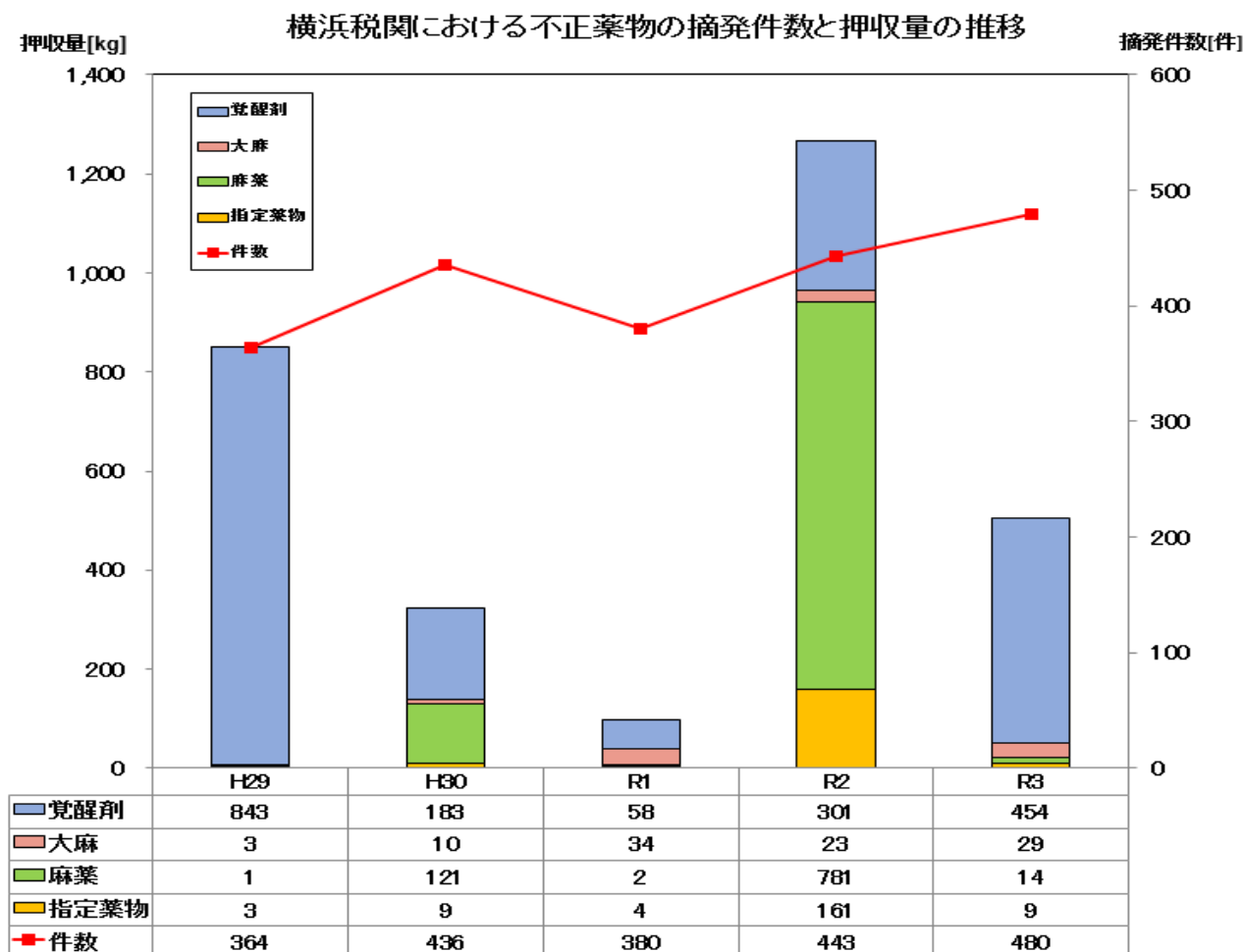
横浜税関 調査部 特別審理官(第1担当)

TEL045-212-6080

横浜税関における密輸摘発状況（令和3年）

1. 不正薬物

不正薬物の押収量は約 506kg（前年比 60%減）と減少したものの、摘発件数は 480 件（前年比 8%増）と増加し、2年連続で 400 件を超えており、依然として深刻な状況となっている。



- (注) 1. 令和元年は、平成 31 年 1 月から令和元年 12 月を示す。以下同じ。
 2. 押収量に錠剤型薬物は含まない。
 3. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 4. 令和 3 年の数値は速報値である。

密輸手口の動向

ここ数年、インターネットの間サイトにアクセスし、違法薬物を注文し輸入する手口が多発している。また、密輸を企図する者が、SNSを通じて荷物の受け取りのアルバイトを勧誘・募集したり、SNSの通信相手である者に恋愛感情等を抱かせたうえで、「プレゼントを贈る」などと申し向け、荷物の受取人に仕立て上げ、密輸行為に加担させる手口が増加する等、不正薬物の密輸入形態の巧妙化が非常に深刻な状況となっている。

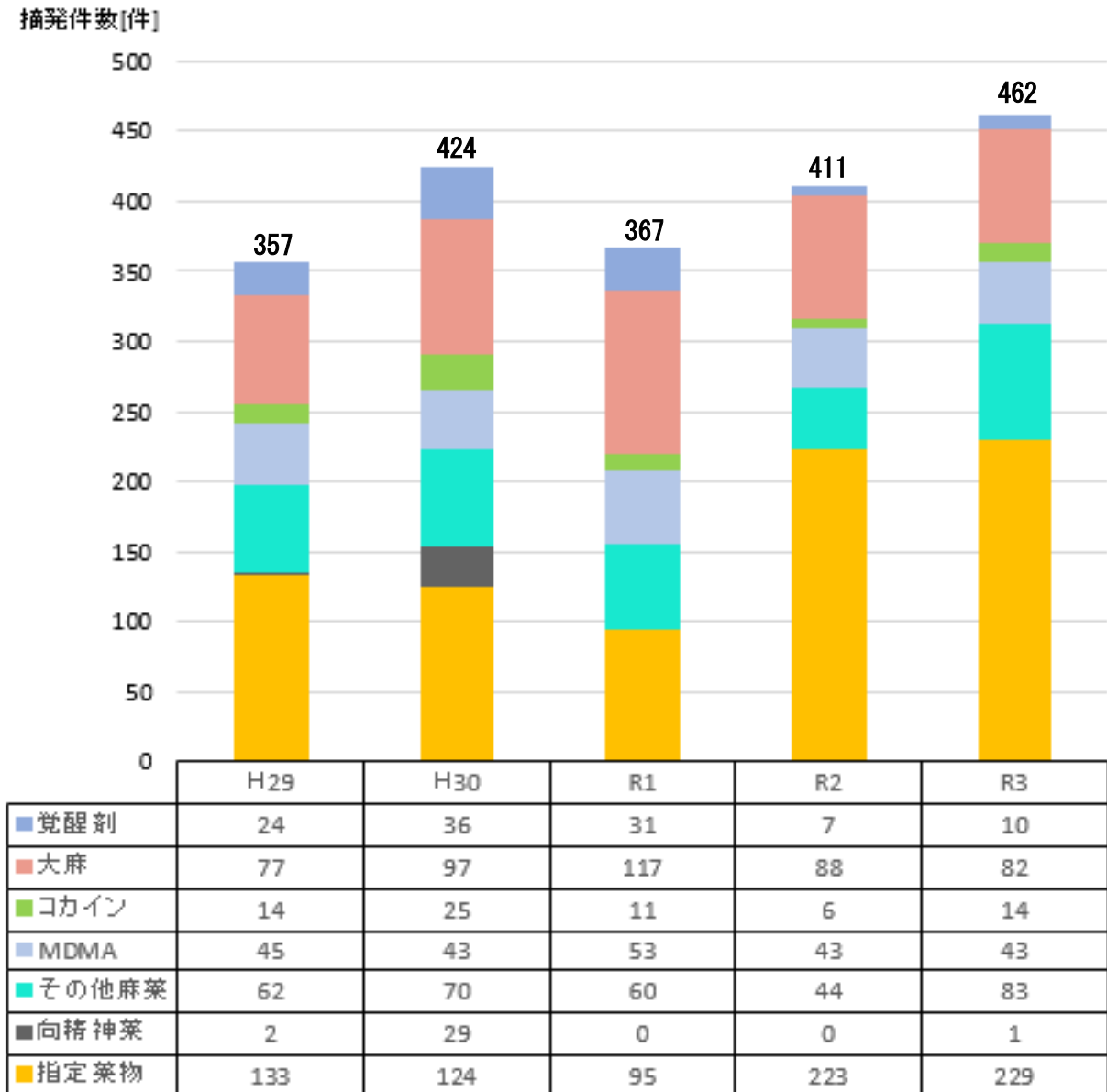
仕出国の動向

令和 3 年は、上位 3 カ国（オランダ、台湾、アメリカ）からの摘発が全体の約 55%を占めた。また、令和 2 年と比較し、ベトナムからの摘発が 11 倍、ドイツからの摘発が約 5.4 倍となっている（資料 3 参照）。

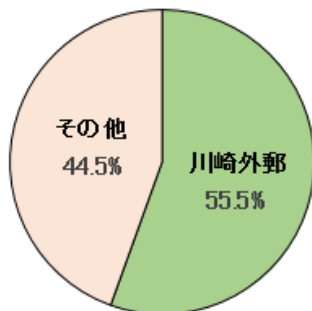
国際郵便物からの摘発

外国から到着する国際郵便物の約9割を通関している川崎外郵出張所の国際郵便物からの摘発件数は462件（前年比12%増）となり、全国の国際郵便物からの摘発件数の約67%を占めた。

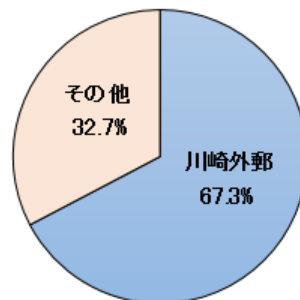
川崎外郵における不正薬物の摘発件数



川崎外郵出張所の摘発状況（構成比）



全国の摘発件数



全国の国際郵便物からの摘発件数

主な摘発事例

(1) 覚醒剤

摘発件数は13件（前年比7%減）と減少したものの、大口の摘発があったことから、押収量は約454kg（前年比51%増）と増加した。

【事例1】レーザーマシンに隠匿された大量覚醒剤を摘発

香港から到着した海上コンテナ貨物を検査したところ、レーザーマシン内に隠匿された覚醒剤約297kgを発見・摘発した。（令和3年4月）



【事例2】菓子の中に隠匿された覚醒剤を摘発

ドイツから到着した国際郵便物を検査したところ、菓子の中に隠匿された覚醒剤約5kgを発見・摘発した。（令和3年6月）



(2) 大麻

摘発件数は94件（前年比5%減）と減少したものの、大麻樹脂等の押収量が約26kg（前年比74%増）と増加したため、押収量は約29kg（前年比25%増）と増加した。

【事例1】国際郵便物から大麻を摘発

イギリスから到着した国際郵便物3個を検査したところ、大麻計約65gを発見・摘発した。
（令和3年6月及び7月）



【事例2】非公用軍事郵便物から大麻を摘発

アメリカから到着した非公用軍事郵便物2個を検査したところ、大麻リキッド計15本（約11g）を発見・摘発した。（令和3年5月及び8月）



(3) 麻薬

摘発件数は141件（前年比48%増）と増加し、押収量は錠剤型が約7万錠（前年比305%増）、その他の形状が約14kg（前年比98%減）となり、錠剤型麻薬が大幅に増加した。

【事例1】郵便物外装に隠匿されたMDMAを摘発

ドイツから到着した国際郵便物を検査したところ、郵便物外装に隠匿されたMDMA約8,800錠を発見・摘発した。（令和3年4月）



【事例2】ドッグフードの袋に隠匿されたMDMAを摘発

オランダから到着した国際郵便物を検査したところ、ドッグフードの袋に隠匿されたMDMA約500gを発見・摘発した。（令和3年9月）



【事例3】 国際郵便物からLSDを摘発

オランダから到着した国際郵便物を検査したところ、LSD4枚(2,000区分)を発見・摘発した。
(令和3年7月)



【事例4】 国際郵便物からサイロシン及びサイロシピンを摘発

オランダから到着した国際郵便物を検査したところ、サイロシン及びサイロシピンを含有する塊状物8袋(約162g)を発見・摘発した。(令和3年4月)



【参考】 その他摘発された麻薬の事例



MDMA

LSD

ケタミン

2C-B

5F-MDMB-PICA

(4) 指定薬物

摘発件数は231件（前年比1%減）と横ばいで、押収量は約9kg（前年比94%減）と減少した。

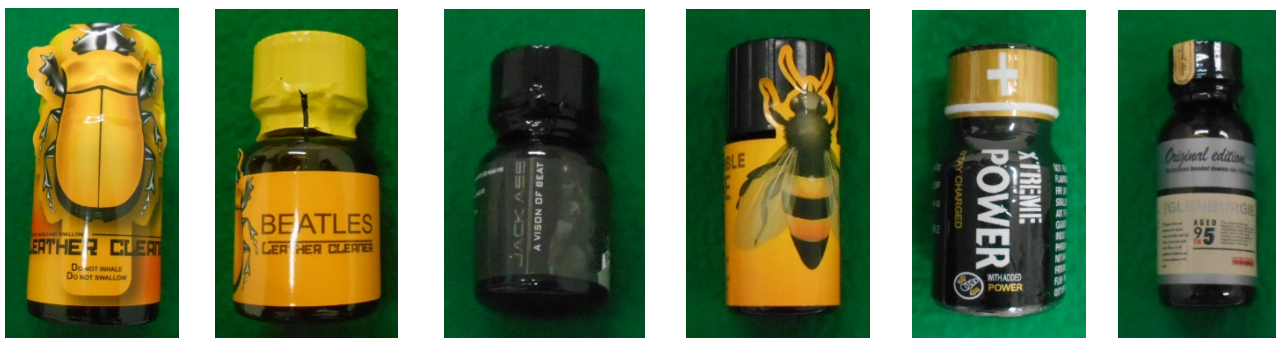
【事例1】国際郵便物からADB-BUTINACAを摘発

ベトナムから到着した国際郵便物4個を検査したところ、ADB-BUTINACAを含有する紙巻タバコ状のものを発見・摘発した。（令和3年6月）



【事例2】国際郵便物から亜硝酸イソブチル等を摘発

台湾から到着した国際郵便物3個を検査したところ、亜硝酸イソブチル及び亜硝酸イソペンチル等を含有する液状物を計8本（104g）を発見・摘発した。（令和3年4月及び6月）



2. その他

・ 拳銃部品

【事例】 国際郵便物から拳銃部品を摘発

アメリカから到着した国際郵便物を検査したところ、拳銃部品1点を発見・摘発した。
(令和3年6月)



・ 偽造通貨

【事例】 国際郵便物から偽造通貨を摘発

中国から到着した国際郵便物を検査したところ、メイプルリーフ金貨の偽造品1点を発見・摘発した。(令和3年9月)



【資料1】社会悪物品の摘発実績（全国・横浜）

種類	年	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年			前年比	
		横浜		横浜		横浜		横浜		横浜			横浜	
		件	kg	件	kg	件	kg	件	kg	対全国比	対全国比	対全国比	対全国比	対全国比
覚醒剤	件	151	26	169	40	425	31	72	14	95	13	14%	132%	93%
	kg	1,159	843	1,159	183	2,587	58	811	301	912	454	50%	112%	151%
大麻	件	171	80	218	97	242	127	204	99	199	94	47%	98%	95%
	kg	131	3	156	10	82	34	126	23	153	29	19%	122%	125%
大麻草	件	115	49	128	45	110	47	86	42	94	50	53%	109%	119%
	kg	117	2	143	1	61	27	49	8	22	3	13%	44%	35%
大麻樹脂等	件	56	31	90	52	132	80	118	57	105	44	42%	89%	77%
	kg	13	1	13	9	21	7	76	15	132	26	20%	172%	174%
あへん	件	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	全増	-
	kg	-	-	-	-	-	-	-	-	4	-	-	全増	-
麻薬	件	170	121	225	143	209	125	167	95	230	141	61%	138%	148%
	kg	82	1	161	121	656	2	822	781	51	14	28%	6%	2%
	千錠	2	2	32	20	61	1	90	18	130	71	54%	145%	405%
ヘロイン	件	6	3	8	7	5	2	2	1	-	-	-	全減	全減
	kg	70	0	1	0	17	0	0	0	-	-	-	全減	全減
コカイン	件	24	14	58	27	52	11	27	8	34	14	41%	126%	175%
	kg	10	1	153	116	638	2	820	781	14	0	3%	2%	0%
MDMA等	件	48	45	59	44	67	53	74	43	81	44	54%	109%	102%
	kg	0	0	5	5	0	0	2	0	27	10	39%	16.2倍	66.5倍
	千錠	2	2	32	20	61	1	90	17	127	68	54%	142%	392%
その他麻薬	件	92	59	100	65	85	59	64	43	115	83	72%	180%	193%
	kg	1	0	2	0	0	0	1	0	11	3	32%	12.4倍	11.7倍
	千錠	0	0	1	0	0	0	0	0	3	3	91%	20.5倍	25.1倍
向精神薬	件	17	2	38	30	6	-	2	1	6	1	17%	300%	100%
	kg	0	-	0	-	-	-	-	-	0	-	-	全増	-
	千錠	4	0	26	18	0	-	1	1	1	0	4%	131%	5%
指定薬物	件	275	135	221	126	165	97	300	234	302	231	76%	101%	99%
	kg	8	3	17	9	14	4	169	161	17	9	52%	10%	6%
合計	件	784	364	871	436	1,047	380	745	443	833	480	58%	112%	108%
	kg	1,380	851	1,493	323	3,339	99	1,928	1,267	1,138	506	44%	59%	40%
	千錠	6	2	58	38	61	1	91	19	132	71	54%	144%	382%
(参考)使用回数	万回	4,638	-	4,427	-	10,957	-	5,530	-	3,237	-	-	59%	-

銃 砲	件	7	1	8	2	-	-	3	1	1	-	-	33%	全減
	丁	19	2	10	3	-	-	3	1	1	-	-	33%	全減
うち拳銃	件	6	1	7	1	-	-	3	1	1	-	-	33%	全減
	丁	18	2	9	2	-	-	3	1	1	-	-	33%	全減
拳銃部品	件	3	2	1	-	-	-	-	-	1	1	100%	全増	全増
	点	4	3	1	-	-	-	-	-	1	1	100%	全増	全増

- (注) 1. 令和元年は、平成31年1月から令和元年12月を示す。以下同じ。
 2. 税関が摘発した密輸事件のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関が当該事件に関与したものを含む。
 3. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂のほか、大麻リキッド・大麻菓子等の大麻製品の合計を示す。
 5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す。
 6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる。
 7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
 (覚醒剤:0.03g、大麻草:0.5g、大麻樹脂:0.1g、あへん:0.3g、ヘロイン:0.01g、コカイン:0.03g、MDMA等及び向精神薬:1錠)
 8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
 10. 令和3年の数値は速報値である。

【資料2】不正薬物の密輸形態別摘発件数（全国・横浜）

（件）

形態別	平成29年		平成30年		令和元年		令和2年		令和3年			
		横浜		横浜		横浜		横浜	横浜	前年比		
航空機旅客による密輸	214	1	243	3	389	1	70	5	24	—	全減	
国際郵便物を利用した密輸	526	359	557	426	520	376	567	429	686	469	109%	
商業貨物を利用した密輸	36	3	58	6	127	3	108	9	123	11	122%	
	航空貨物	32	—	46	—	121	—	95	—	108	1	全増
	海上貨物	4	3	12	6	6	3	13	9	15	10	111%
船員等による密輸	8	1	13	1	11	—	—	—	—	—	—	
合計	784	364	871	436	1047	380	745	443	833	480	108%	

（注）航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

【資料3】不正薬物の仕出国別摘発件数（横浜）

仕出国等	オランダ	台湾	アメリカ	ドイツ	ベトナム	スロバキア	イギリス	フランス	中国	スロベニア	その他	合計
摘発件数(件)	108	91	66	43	33	32	25	23	15	14	30	480
構成比(%)	23	19	14	9	7	7	5	5	3	3	6	100
前年比(%)	137	130	83	538	11倍	152	139	329	15	280	59	108

（注）端数処理のため数値が合わないことがある。



税関職員の制服に関するアンケート調査の集計結果について



税関職員の制服について、令和4年1月11日から1月24日までホームページ等を通じてアンケート調査を実施したところ、2,015名の方々からご回答をいただきました。今回、回答をお寄せいただきました皆様のご協力に厚く御礼申し上げます。当アンケートの集計結果については別添のとおりです。

アンケート調査結果のポイント

1. 現在の税関職員の制服について

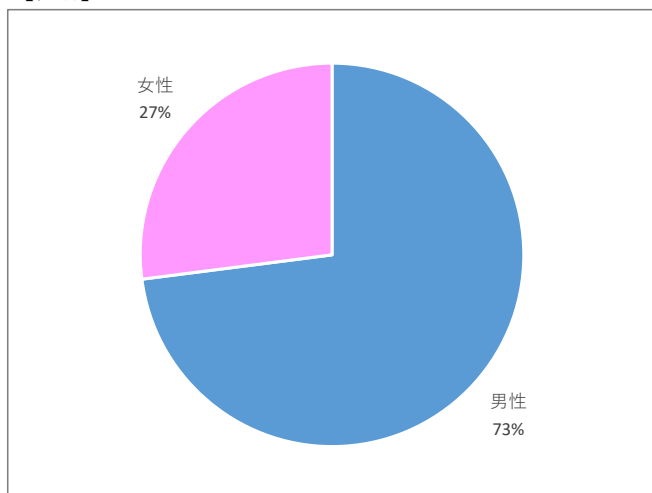
現在の制服が業務内容に『合っている』と思う方が約8割を占めている。
また、信頼性や威厳性・規律性が『ある』と思う方がいずれも8割を超えている。

2. 今後の税関職員の制服について

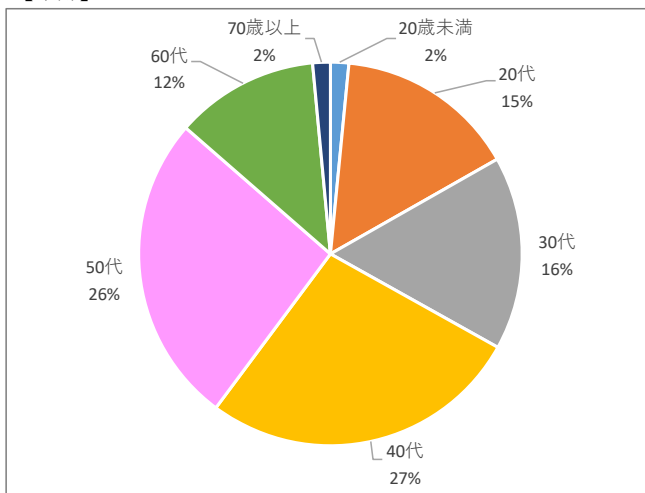
税関の制服に最も必要だと思う要素として、『威厳性・規律性』と回答した方が4割を超え、次いで『信頼性』と回答した方が約3割を占めている。

<税関職員の制服に関するアンケート調査結果>

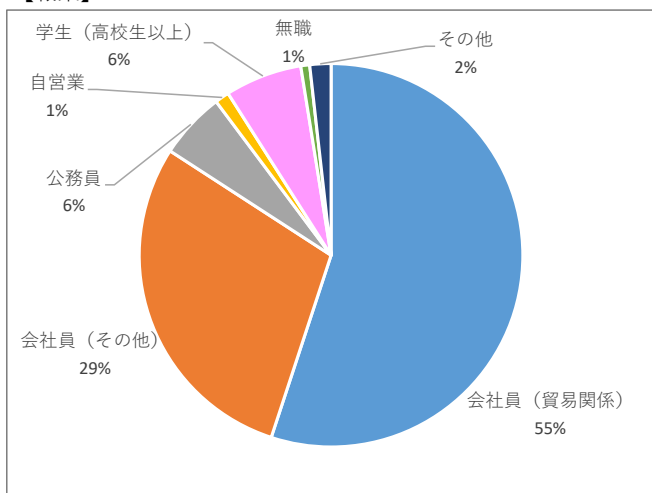
【性別】



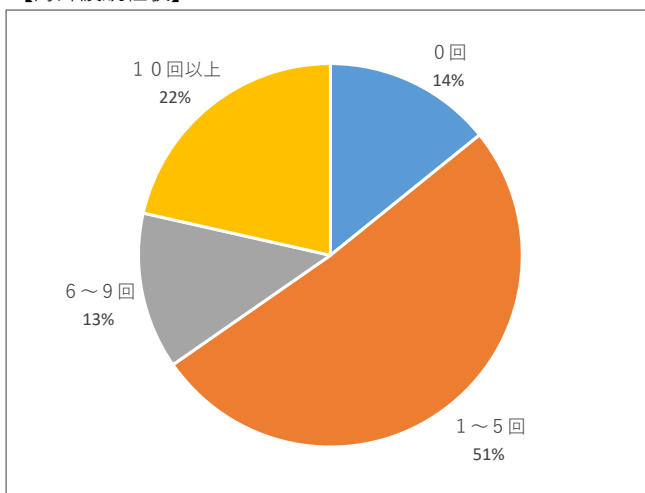
【年齢】



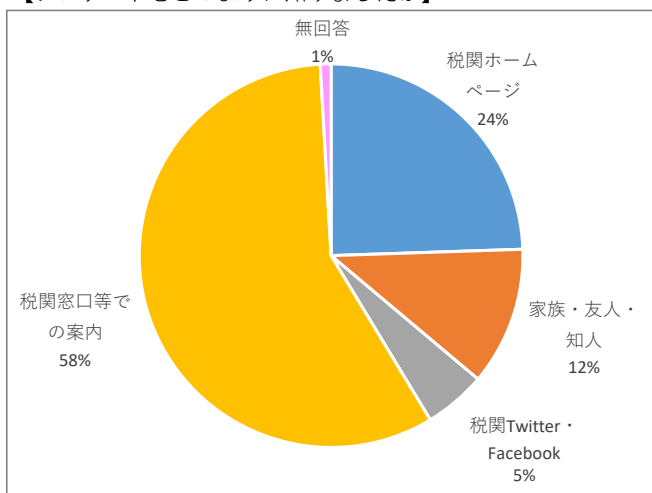
【職業】



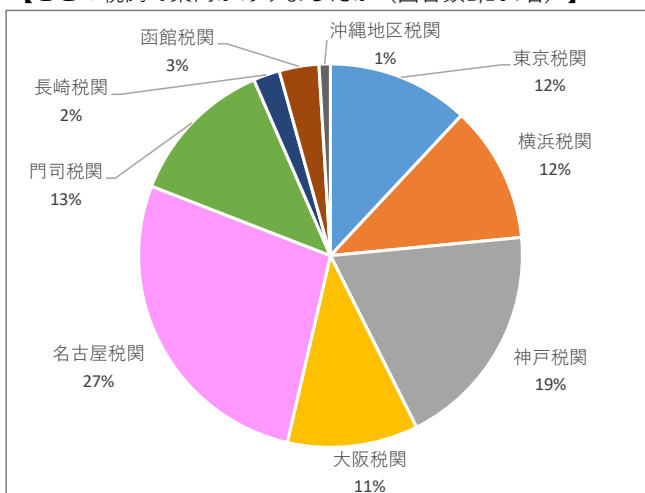
【海外渡航経験】



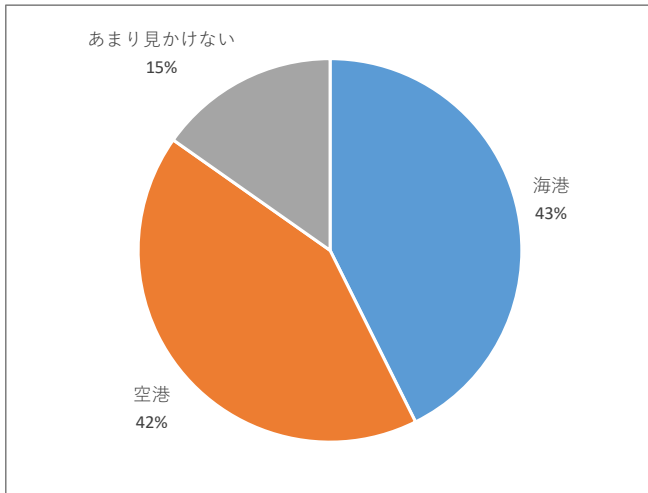
【アンケートをどのように知りましたか】



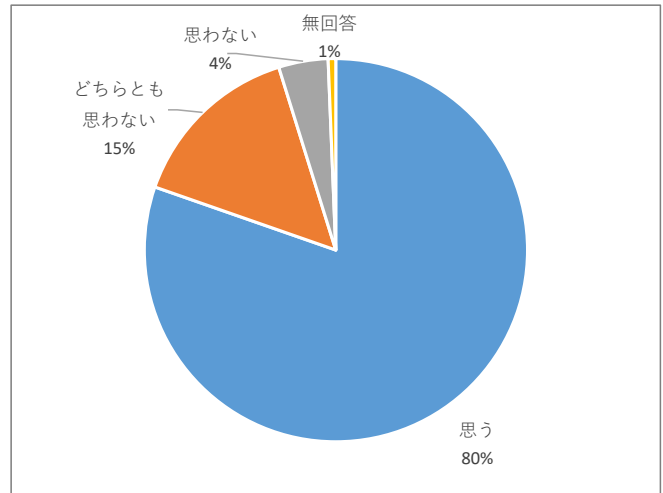
【どこの税関で案内がありましたか(回答数1,164名)】



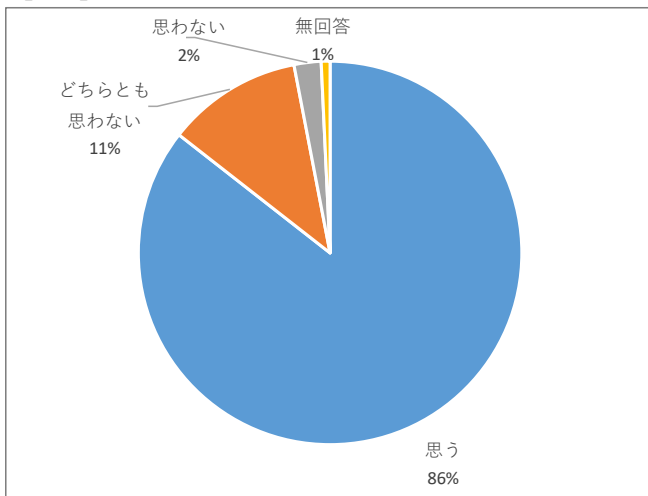
【問1】 税関の制服を見かける場面はどこですか



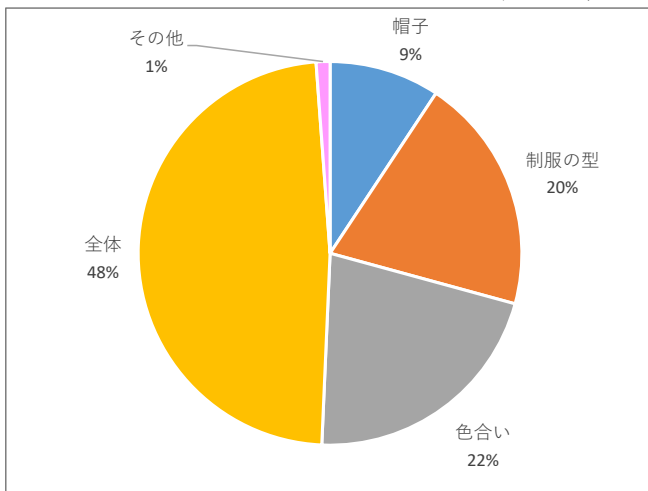
【問2】 税関の制服が業務内容に合っていると思いますか



【問3】 信頼性があると思いますか



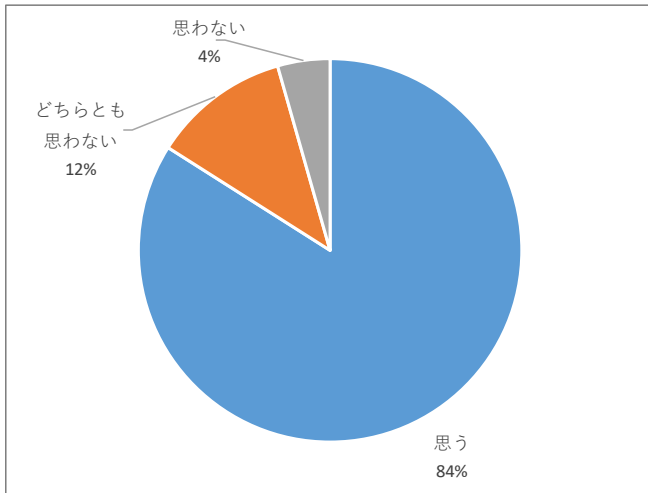
【問4】 問3で「思う」と回答した方に質問します
どこに表現されていると思いますか (回答数1,724名)



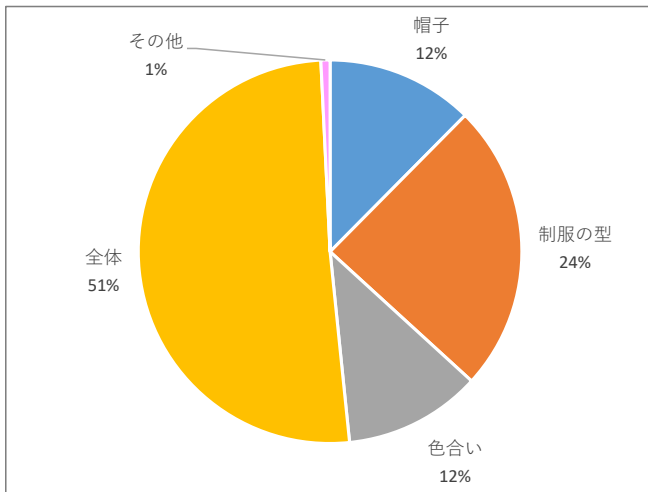
【問5】 問4で「その他」と回答した方は
どこに表現されていると思いますか

- <主な意見>
- ・ 階級章
 - ・ 税関ロゴマーク

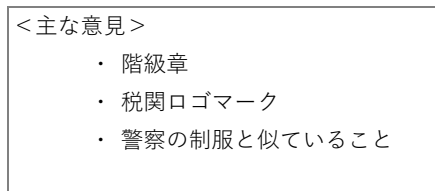
【問6】 威厳性、規律性はあると思いますか



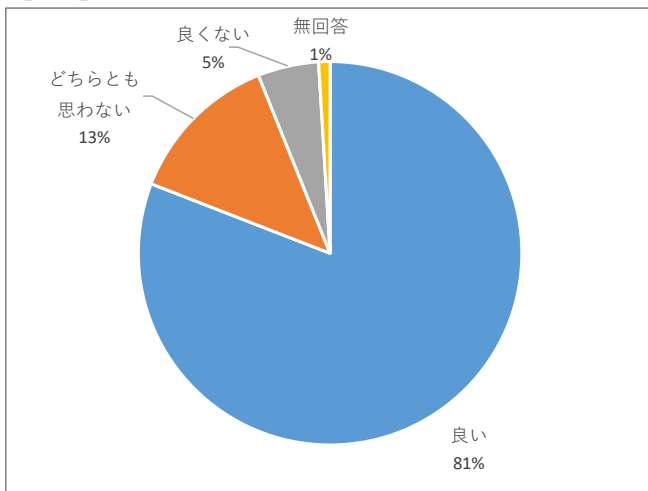
【問7】 問6で「思う」と回答した方に質問します
どこに表現されていると思いますか (回答数1,690名)



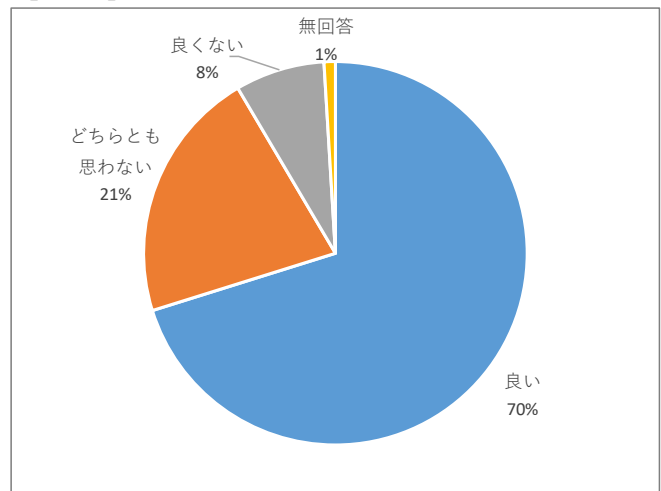
【問8】 問7で「その他」と回答した方は
どこに表現されていると思いますか



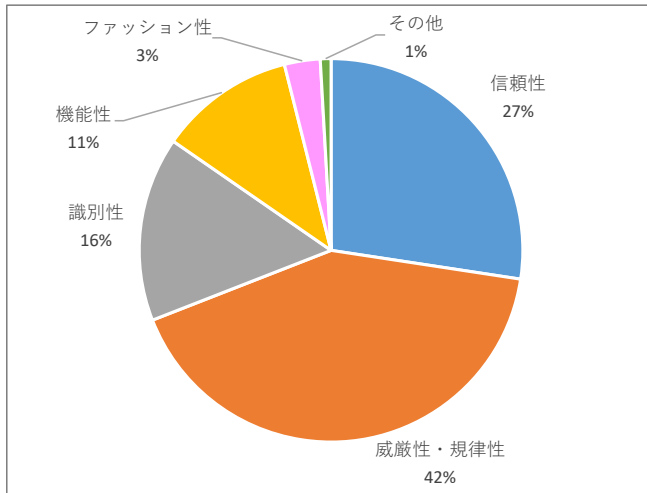
【問9】 色彩はどうか



【問10】 帽子の型はどうか



【問 1 1】 税関制服に最も必要な要素は何だと思いますか



【問 1 2】 問 1 1 で「その他」と回答した方は最も必要な要素は何だと思いますか

<主な意見>

- ・ 問 1 1 の要素を複数兼ね備えたもの
- ・ コストパフォーマンス
- ・ 清潔感

【問 1 3】 その他、制服に関する主な意見

- ・ 現状の制服で問題ない。
- ・ 空港は似たような制服を着用した職員が多いので、差別化をした方がより一般の方が理解しやすくなる。
- ・ ジェンダーレスの制服を取り入れたりと、多様性の時代に合った制服作成を期待。
- ・ 水際で取り締まりを行っているので警察と同様に威厳のあるユニフォームにて日本国の取り締まりを行って欲しい。
- ・ 国の玄関での顔となるので、威厳や規律も大切だが、清潔感や親しみ易さもある程度は必要。
- ・ 一目で税関職員と判別でき、信頼感や安心感を持てるような制服であれば良い。
- ・ 職員の方たちが働きやすいことも大切。動き回ることも多いと思うので、機能性も重視してほしい。
- ・ 女性の帽子を男性と同じデザイン、パンツで統一でもよいのではないかな。
- ・ これからの税関を見る目が新しく、海外からも注目されるように、目立つ要素も取り入れてはどうか。
- ・ 夏服に長袖があってもいい。